

2 医 計 第 9 3 1 号
令和 3 年 3 月 8 日

各保健所長 殿

保 健 医 療 局 長

非稼働病棟を有する医療機関への対応について（通知）

病床が全て稼働していない病棟（過去 1 年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟。以下「非稼働病棟」という。）を有する医療機関については、平成 30 年 2 月 7 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知（以下「国通知」という。）において、地域医療構想調整会議（本県では、地域医療構想推進委員会）へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めることとされております。

これまで、非稼働病棟を有する医療機関への対応は、構想区域ごとに地域医療構想推進委員会で決定の上、取組を実施していましたが、この度、令和 3 年 2 月 4 日に開催しました愛知県医療審議会医療体制部会において、下記のとおり県内統一の方針を決定することが承認されました。

つきましては、下記の取扱いを踏まえ、今後の各構想区域の地域医療構想推進委員会において非稼働病棟の運用に関する協議を行っていただきますようお願いいたします。

記

非稼働病棟を有する医療機関への方針

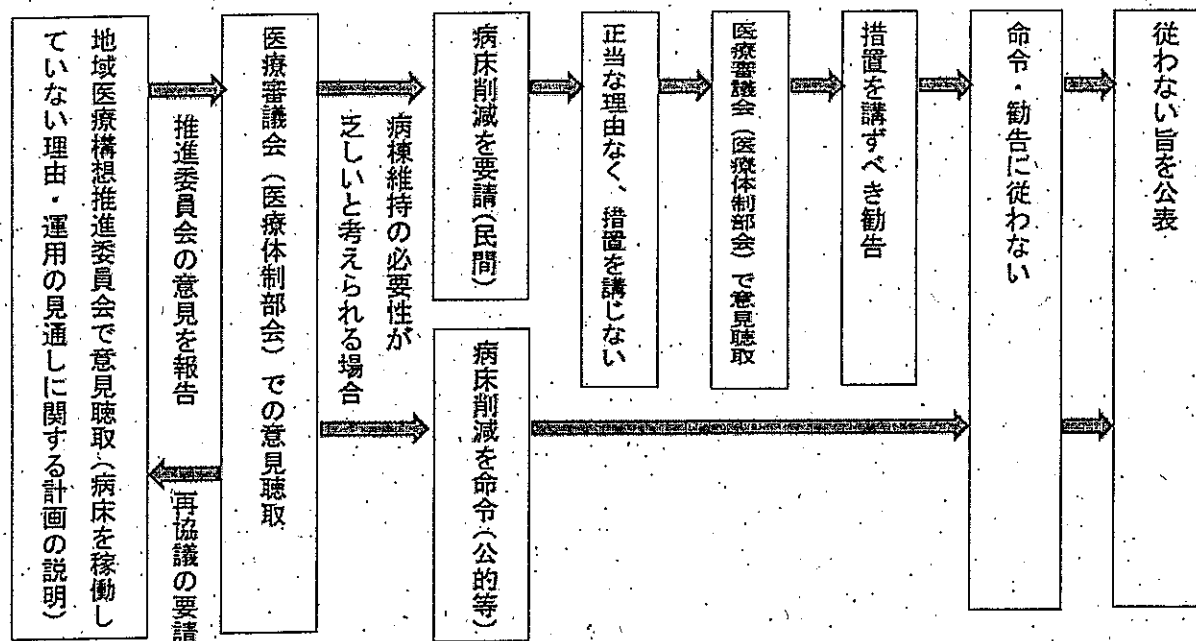
- 病床過剰地域に所在し、以下のいずれかの条件に該当する病院に対して、国通知に基づく対応を進める（別添参照）。
 - ① 病床の開設許可後（新規開設、変更許可含む）、1 年経過後においても、稼働していない病棟を有する病院
 - ② 5 年以上、稼働していない病棟を有する病院（上記の条件に該当しない医療機関については、これまでどおり各地域の地域医療構想推進委員会において、取組の方針を決定する。）
- 本方針に基づき令和 3 年 4 月から各構想区域で協議を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に病床稼働率が減少したことによる非稼働病床に関しては、留意の上、取組を進める。

担 当 健康医務部医療計画課
医療計画グループ

電 話 052-954-6265（ダイヤルイン）

(別添)

・国通知に基づく対応



<参考>

・「地域医療構想の進め方について」（非稼働病床関係部分、抜粋）

（平成30年2月7日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

地域医療構想調整会議（本県では、推進委員会）へ出席し、①病床を稼働していない理由、②当該病床の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めること。

ただし、病院・病棟を建て替える場合など、事前に地域医療構想調整会議の協議を経て、病床が全て稼働していない病棟の具体的対応方針を決定していれば、対応を求めなくてもよい。

なお、病床過剰地域において、上述の説明の結果、当該病棟の維持の必要性が乏しいと考えられる医療機関に対しては、医療審議会の意見を聴いて、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を命令又は要請すること。また、要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合には、医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告すること。さらに、命令または勧告を受けた者が従わなかった場合には、その旨を公表すること。

非稼働病棟を有する医療機関の説明資料（ヒアリング資料のひな形）

1. 医療機関の状況

医療機関名					
所在地					
各病棟の状況 ※直近の病床機能報告より作成	病棟名	病床機能	病床数	病床稼働率	主な診療科
		〇〇期	床	%	
			床	%	
※必要に応じて適宜、行を挿入					
地域における役割					

2. 非稼働病棟の状況

非稼働開始時期	年 月
非稼働の理由	
今後の予定	廃止 ・ 再稼働
時期	年 月

（以下、再稼働の場合のみ記載）

再稼働後の機能	〇〇期
再稼働に向けた取組	
病棟維持の必要性	（必要に応じて別紙に記載）

地域医療構想推進委員会の意見

病棟維持の必要性	必要性がある ・ 必要性が乏しい ・ 判断がつかない(継続協議)
上記の理由	

(継続協議の場合)

今後、検討に必要な資料	
-------------	--

※ 地域医療構想推進委員会の総意として、「当該病棟の維持の必要性が乏しい」とされた場合には、今後、愛知県医療審議会医療体制部会に地域医療構想推進委員会の意見を報告した上で、意見聴取を行います。

<参考>今後の流れ (令和3年3月8日付け愛知県保健医療局長通知より抜粋)

